

「70歳まで働ける企業」創出事業 個別相談、セミナーのご案内

～働く意欲と能力のある高齢者が年齢にかかわらず働ける社会の実現をめざして～

わが国の平均寿命は戦後60年の間に約30歳も延び、それに対して出生率は減少の一途をたどっており、正に少子高齢化社会を迎えております。また、今年から「団塊の世代」が60歳定年を迎え、中小企業は目下、団塊の世代の引退と高度成長期に創業した経営者の世代交代という重大な局面を迎えております。このことにより、これまで蓄積してきた企業文化や技能の円滑な承継が困難になってくるのが懸念されます。このことは経営体の存続にも影響しかねない重大な問題となっております。

その一方で、高齢者の中には生活のため、あるいは自己実現や社会貢献など様々な理由により、定年後もなんらかのかたちで働き続けたいとする人が多く、人材不足に悩

む中小企業にとって、これらの高齢者は貴重な労働力として期待されております。

このような中で、千葉県中小企業団体中央会は厚生労働省の委託を受けて平成16年度から3年間、会員組合と連携して「65歳雇用導入プロジェクト」事業を推進して大きな成果を得ることができました。さらに、本年度は厚労省より“「70歳まで働ける企業」創出事業”を受託いたしました。皆さまの組合や傘下組合員の高齢者雇用について中央会がお手伝いいたしますので、「組合へのセミナー」、「傘下組合員への個別相談」を無料で実施いたしますのでご利用下さい。

70歳まで働ける企業のご案内

■70歳以上まで雇用する制度の導入

①70歳以上の定年の定め、②定年の定め廃止、③70歳以上までの継続雇用制度

■企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳まで働くことができる企業

70歳まで働ける企業奨励金

定年の引き上げ等には賃金体系の見直しなど経済的負担を伴うこともあり、これを行う中小企業を支援するために、本年度から新たに「定年引上げ等奨励金」の制度が始まりました。

この奨励金は①中小企業定年引上げ等奨励金と②雇用環境整備助成金とからなっております。支給要件等、詳細については(社)千葉県雇用開発協会までお問い合わせ下さい。Tel.043-225-7931

個別相談、セミナーのご案内

■個別相談

改正高齢者雇用安定法の内容や継続雇用制度の導入に当たっての基礎となるべき「賃金・人事制度の見直し」「能力開発の方法」「職場環境の改善」等を中央会の推進員と専門相談員(社会保険労務士、中小企業診断士)が企業に訪問して、ご相談(無料)をお受けしております。

■セミナーの開催

[テーマ]①なぜ、いま高齢者が必要なのか、高齢者雇用のための条件整備、再雇用者の雇用の形態・労働条件の変化、賃金・人事処遇制度整備、能力開発や職場環境の改善の進め方等②改正高齢者雇用安定法の概要と継続雇用制度導入のしかた、継続雇用制度の対象となる高齢者にかかる基準について、高齢者雇用確保措置の内容、中小企業の高齢者確保措置導入事例、関係する助成金の概要等

[講師] 社会保険労務士あるいは中小企業診断士の専門相談員

[費用] 無料(ただし、会場は組合でご用意いただきます。)

組合の総会、理事会、委員会等の会議の前後にお時間をいただき、千葉県中小企業団体中央会、(社)千葉県雇用開発協会及びセミナーを開催する組合と共催で行います。

個別相談、セミナーの申し込みは

千葉県中小企業団体中央会 連携支援部 Tel.043-242-3277

「70歳まで働ける企業」創出事業推進員